

核医学診断／治療に関する医科診療報酬点数表

第2章 特掲診療料 第4部 画像診断 第3節 コンピューター断層撮影診断料  
E202 磁気共鳴コンピューター断層撮影（MRI撮影）（一連につき）

E202 磁気共鳴コンピューター断層撮影（MRI撮影）（一連につき）		
1	3テスラ以上の機器による場合	
イ	共同利用施設において行われる場合	1,620点
□	その他の場合	1,600点
2	1.5テスラ以上3テスラ未満の機器による場合	1,330点
3	1又は2以外の場合	900点

「診療報酬の算定方法の一部を改正する件」(平成30年3月5日 厚生労働省告示第43号)

「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」

(平成30年3月5日 保医発第0305第1号)

告示	通知
<b>注1</b> 1及び2については、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において行われる場合に限り算定する。	(1) 磁気共鳴コンピューター断層撮影は、画像のとり方、画像処理法の種類、スライスの数、撮影の部位数、疾病の種類等にかかわらず、所定点数のみにより算定する。
<b>注2</b> 1、2及び3を同時に行つた場合にあっては、主たる撮影の所定点数のみにより算定する。	(2) 「1」、「2」及び「3」に掲げる撮影を同時に行つた場合は、主たる撮影の所定点数のみにより算定する。
<b>注3</b> MRI撮影（脳血管に対する造影の場合は除く。）について造影剤を使用した場合は、造影剤使用加算として、250点を所定点数に加算する。この場合において、造影剤注入手技料及び麻酔料（区分番号L008に掲げるマスク又は気管内挿管による閉鎖循環式全身麻酔を除く。）は、加算点数に含まれるものとする。	(3) 「1」及び「2」は、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生（支）局長に届け出た保険医療機関において、3テスラ以上又は1.5テスラ以上3テスラ未満のMRI装置を使用して撮影を行つた場合に限り算定する。
<b>注4</b> MRI撮影について、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、心臓のMRI撮影を行つた場合は、心臓MRI撮影加算として、400点を所定点数に加算する。	(4) 「1」の3テスラ以上の機器であつて、別に厚生労働大臣が定める施設基準に該当しない場合には、「2」として届け出たうえで、「2」を算定すること。

<p><b>注5</b> MRI撮影について、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局长等に届け出た保険医療機関において、乳房のMRI撮影を行った場合は、乳房MRI撮影加算として、100点を所定点数に加算する。</p>	<p>(5) 「注3」に規定する「造影剤を使用した場合」とは、静脈内注射等により造影剤使用撮影を行つた場合をいう。ただし、経口造影剤を使用した場合は除く。</p>
<p><b>注6</b> 1のイについては、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局长等に届け出た保険医療機関において行われる場合又は診断撮影機器での撮影を目的として別の保険医療機関に依頼し行われる場合に限り算定する。</p>	<p>(6) 造影剤を使用しない磁気共鳴コンピューター断層撮影を行い、引き続き造影剤を使用して撮影を行つた場合は、所定点数及び造影剤の使用による加算点数のみにより算定する。</p>
<p><b>注7</b> MRI撮影について、別に厚生労働大臣の定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局长等に届け出た保険医療機関において、15歳未満の小児に対して、麻酔を用いて鎮静を行い、1回で複数の領域を一連で撮影した場合は、小児鎮静下MRI撮影加算として、当該撮影の所定点数に100分の80に相当する点数を加算する。</p>	<p>(7) 造影剤を使用して磁気共鳴コンピューター断層撮影を行つた場合、閉鎖循環式全身麻酔に限り麻酔手技料を別に算定できる。</p>
<p><b>注8</b> 1について、別に厚生労働大臣の定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局长等に届け出た保険医療機関において、頭部のMRI撮影を行つた場合は、頭部MRI撮影加算として、100点を所定点数に加算する。</p>	<p>(8) 「注4」に規定する心臓MRI撮影加算は、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生(支)局长に届け出た保険医療機関において、1.5テスラ以上のMRI装置を使用して心臓又は冠動脈を描出した場合に限り算定する。</p>
	<p>(9) MRI対応型ペースメーカー、MRI対応型植込型除細動器又はMRI対応型両室ペーシング機能付き植込型除細動器を植え込んだ患者に対してMRI撮影を行う場合、別に厚生労働大臣が定める施設基準に加えて、日本医学放射線学会、日本磁気共鳴医学会、日本不整脈学会が定める「MRI対応植込み型デバイス患者のMRI検査の施設基準」を満たす保険医療機関で行うこと。</p> <p>(10) MRI対応型ペースメーカー、MRI対応型植込型除細動器又はMRI対応型両室ペーシング機能付き植込型除細動器を植え込んだ患者に対してMRI撮影を行う場合は、患者が携帯している当該機器を植え込んでいることを示すカード(製造販売業者が発行する「条件付きMRI対応ペースメーカーカード」、「条件付きMRI対応ICDカード」又は「条件付きMRI対応CRT-Dカード」)を確認し、そのカードの写し</p>

を診療録に貼付すること。

- (11) 「1」の「イ」については、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生（支）局長に届け出た保険医療機関において3テスラ以上のMRI装置を使用して撮影が行われる場合、又は診断撮影機器での撮影を目的として別の保険医療機関に依頼し3テスラ以上のMRI装置を使用して撮影が行われる場合に限り算定する。
- (12) 「注5」に規定する乳房MRI撮影加算は、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生（支）局長に届け出た保険医療機関において、触診、エックス線撮影、超音波検査等の検査で乳腺の悪性腫瘍が疑われる患者に対して、手術適応及び術式を決定するために、1.5テスラ以上のMRI装置及び乳房専用撮像コイルを使用して乳房を描出した場合に限り算定する。
- (13) 「注7」に規定する小児鎮静下MRI撮影加算は、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生（支）局長に届け出た保険医療機関において、15歳未満の小児に対して、複数の医師の管理の下、麻酔薬を投与して鎮静を行い、1.5テスラ以上のMRI装置を使用して1回で頭部、頸部、胸部、腹部、脊椎又は四肢軟部のうち複数の領域を一連で撮影した場合に限り算定する。なお、所定点数とは、「注3」から「注5」まで及び「注8」の加算を含まない点数とする。
- (14) 「注8」に規定する頭部MRI撮影加算は、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生（支）局長に届け出た保険医療機関において、3テスラ以上のMRI装置を使用して頭部の画像を撮影した場合に限り算定する。